四尾市若年がん患者

在宅療養支援事業

西尾市では令和5年10月から40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービス等にかかる利用料の一部を補助し、療養生活を支援する事業を開始します。

対象者

※次の項目にすべて該当する方

- 申請時および利用時において40歳未満の西尾市民の方
- がんと診断された方で、終末期を自宅で療養するために、 生活の支援や介護が必要な方
- 他の公的な制度において同様の支援を受けることが出来ない方

補助対象となるサービス

※利用料金は介護保険制度に準じます。

区分	サービスの種類(介護保険と同等の範囲内の内容)		自己 負担
①在宅サービスに かかる利用料	・訪問介護 ・訪問看護 ・居宅療養管理指導	・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・その他必要と認められるもの	
②福祉用具の貸与に かかる費用	・手すり・歩行器・車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・移動用リフト・その他介護保険で認められるもの	・スロープ ・歩行補助つえ ・車いす付属品 ・特殊寝台付属品 ・体位変換器 ・自動排泄処理装置	1割
③福祉用具の購入に かかる費用	・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・移動用リフトのつり具の部分 ・その他介護保険で認められるもの	・自動排泄処置装置の交換可能部品 ・簡易浴槽	

補助金額

■ 1か月あたりのサービス利用料(①②③の合計)に対し、費用の 9割を補助します。(補助金額の上限は54,000円です)

利用の流れ

①利用申請(サービス利用前)

利用者は、申請書と主治医の意見書を西尾市健康福祉部健 康課(西尾市保健センター)へ提出してください。

提出書類・西尾市若年がん在宅療養支援事業利用申請書 (様式第1号)

- ・意見書(様式第2号)
- ※意見書の作成にかかる費用は、利用者負担になります。

申請内容を審査し、西尾市から決定通知を郵送します。

②利用決定通知の送付 ③サービスの利用 サービス提供事業所 (保健センター) 利用者は、サービス提供事業所等と契約を行い、サービス利用を開始してください。

(申請日から補助対象になります。)

※サービス提供事業所は法人格を有する介護保険の指定事業所に限ります。

4サービス利用料の支払い

サービス提供事業所から請求された全額を支払います。その際、領収書とサービスの内容・利用回 数・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください。

⑤補助金の請求(1か月分ごとにまとめて申請)

請求書と領収書及び明細書を西尾市健康福祉部健康課(西尾市保健センター)へ提出してください。

提出書類・西尾市若年がん在宅療養支援事業補助金交付請求書(様式第7号)

- ・サービス提供事業者等の領収書の原本
- ・サービス内容、利用回数、金額が記載された明細書

6補助金の支払い

西尾市が請求内容を審査し、ご指定の口座に補助金を支払います。

問合先

西尾市健康福祉部健康課(西尾市保健センター|階)

住所:西尾市熊味町小松島32番地

TEL (0563) 57-0661



⑤助成金の請求

⑥支払い

利用者

4 利用料

の支払

3

゚サー

Ė

スの利用

西尾市ホームページ